

他の医療機関での検査を否定しているものではございません
～県民健康管理センターから甲状腺学会等、関連学会へ送付した文書について～

2011 年 7 月に県民健康管理センターより、甲状腺学会を含む 7 学会に宛てて送付した、甲状腺検査、および検査結果への対応について記した文書について、他の医療機関での検査を否定しているものとするご意見がありますが、これは事実ではありません。

この文書は、甲状腺に関連する各学会に所属する医師に向けて、今回の甲状腺検査の概要、判定基準をご説明し、県民の皆様からのお問い合わせやご相談があった場合には、丁寧に説明をしていただくよう、お願いしたものです。県民健康管理事業で行っている甲状腺超音波一次検査以外の検査を妨げようとするものではございません。

具体的には、

- ・今回の検査では、通常診療では治療の対象とならず、所見なしとする 5 mm以下の結節や 20 mm以下の嚢胞の存在についても検査結果としてお知らせしていること。
- ・それらについてのお問い合わせ、ご相談があった場合には十分な説明をお願いする、ということ。

この 2 点を、甲状腺検査の結果が届くタイミングで発信しました。

非常に高い精度で超音波検査を行っていることを医師に伝え、対象が子どもということ踏まえて、治療の対象とならないような小さな所見に対して追加検査などの過剰医療による負担をかけないように、十分な説明を求めたのがこの文書の真意です。決して他の医療機関での独自の検査を否定するものでなく、長きにわたる福島の子どもの甲状腺見守り事業を、甲状腺を専門とする医師にご理解頂くための協力依頼文書です。

なお、この検査の重要な点は、長期にわたり定期的に受診いただくことにあります。通常の医療機関にはないほど長期間、検査結果を保存し、過去の結果と見比べながら甲状腺の状態の変化を見守り続けることが可能な体制を整えております。他の医療機関での検査を受けられた場合でも、県民健康管理調査の甲状腺検査も次回、次々回と検査を受け続けていただくようお願いいたします。

福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター センター長 山下俊一
同 甲状腺検査部門長 鈴木眞一